

- ア 受講申込書に必要事項を記入すること。
イ 写真（縦3センチメートル、横2.5センチメートル）1枚を所定の位置に貼り付けること。
ウ 2,200円の熊本県収入証紙を所定の位置に貼り付けること。
- 5 問い合わせ先
熊本県都市計画課（電話 096-383-1111 内線 6076）

熊本県公告第20号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年1月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成14年12月27日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社神園建設
熊本市国府本町6番3号
代表取締役 神園 三郎
熊本県知事許可（般特-13）第1035号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令
(1) 停止を命ずる営業の範囲
熊本県内の建設業に係る営業に関するもの。
(2) 期間
平成15年1月10日から平成15年1月24日までの15日間
- 4 処分の原因となった事実
株式会社神園建設は、平成10年6月30日、平成11年6月30日、平成12年6月30日、平成13年6月30日及び平成14年6月30日を審査基準日とする経営事項審査において、真正な決算とは異なる内容を記載した財務諸表を経営状況分析に提出し虚偽の申請を行った。
また、これらの虚偽申請による経営事項審査の結果に基づいて競争入札参加資格審査申請を行った。
これらのことが、建設業法第28条第1項第2号（請負工事に関する不誠実な行為）に該当すると認められる。

熊本県公告第21号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年1月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成14年12月27日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社本田組
上益城郡嘉島町鯉 2688番地
代表取締役 本田 祐一
熊本県知事許可（特-13）第1419号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令
(1) 停止を命ずる営業の範囲
熊本県内の建設業に係る営業に関するもの。
(2) 期間
平成15年1月10日から平成15年1月24日までの15日間
- 4 処分の原因となった事実
株式会社本田組は、平成11年5月31日、平成12年5月31日及び平成13年5月31日を審査基準日とする経営事項審査において、真正な決算とは異なる内容を記載した財務諸表を経営状況分析に提出し虚偽の申請を行った。
また、これらの虚偽申請による経営事項審査の結果に基づいて競争入札参加資格審査申請を行った。
これらのことが、建設業法第28条第1項第2号（請負工事に関する不誠実な行為）に該当すると認められる。